令和８年（フ）第１４８２号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎５丁目５番10号　グローリー浦和203、旧住所さいたま市浦和区領家６丁目23番１号　キャピタルＤ201
債務者　竹内　康哲
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４９１号
埼玉県川口市大字小谷場393番地の４
債務者　田口　靖子
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３１４号
埼玉県越谷市東越谷２丁目３番地33　ＷＩＮＧ越谷204
債務者　木ノ島　譲
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３８２号
埼玉県越谷市神明町２丁目379番地　メゾントミタ303
債務者　山田　友美
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３８９号
埼玉県草加市松江１丁目２番５―101号
債務者　生澤　　昇
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３９４号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区５棟404号
債務者　藤井　沙枝
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４４４号
埼玉県三郷市彦成４丁目５番12―405号
債務者　大隈　恵子
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５４７号
埼玉県草加市稲荷４丁目３番17号　グループホームわおん草加稲荷
債務者　向井　康子
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５６４号
住所秘匿、旧住所千葉県市原市八幡1510番地18
債務者　磯部めぐみ
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
新潟県見附市本明町870番地２
債務者　佐藤　梅紅
１　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第４０号
大分県日田市大字小迫388番地１、前住所大分県日田市大字高瀬1209番地１
債務者　森山　誠吾
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第４４号
大分県日田市天瀬町馬原2108番地１
債務者　小野加奈恵（旧姓　池永）
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第４５号
大分県日田市大字渡里1062番地５　ラ・サンパティックＭ205号
債務者　小野　美穂
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第１４９１号
札幌市厚別区上野幌２条４丁目１番３号　Ｎ24アグロスＢ－２号
債務者　佐々木夏希（旧姓仲村）
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０３号
札幌市西区発寒11条４丁目11番８号　ローブデコルテ101号
債務者　佐々木しのぶ
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０９号
札幌市西区八軒６条西１丁目１番20号　八軒メディカル中田ビル401号
債務者　中川　美香
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３９号
札幌市北区北26条西２丁目１番13―406号
債務者　佐々木　嶺
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで札幌地方裁判所民事第４部